

総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会 設置要領

1. 趣旨

近年の農業生産の現場では、病害虫の発生活長の変化や薬剤抵抗性を獲得した病害虫の顕在化などの課題が生じる中、持続的な農業生産を目的とする「みどりの食料システム戦略」が策定され、取組目標のひとつとして化学農薬使用量（リスク換算）の低減が求められている。

そのような中、令和5年に施行された改正植物防疫法（昭和25年法律第151号）においては、「総合防除」が規定され、「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進する仕組みが創設された。

また、令和6年に施行された改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、法第41条が新設され、国は病害虫の発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものと規定された。

これまで、農林水産省では、平成17年に「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針」（平成17年9月30日付け17消安第6260号消費・安全局長通知。以下「IPM実践指針」という。）を定め、都道府県における地域の実情に応じたIPMの推進を図ってきたが、今後、総合防除を推進するためには、IPM実践指針を病害虫の発生状況の変化や施策を反映したものとして見直す必要がある。

このため、現行のIPM実践指針を見直すため、有識者による「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- （1）IPM実践指針の見直し（総合防除実践ガイダンス（仮称）の策定）
- （2）その他必要な事項

3. 検討会の組織

- （1）検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）検討会には、座長及び座長代理を置く。
- （3）座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- （4）座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があったときは、その職務を代理する。

4. 運営

- （1）検討会は、原則非公開とする。
- （2）会議資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ホームページに公表することとする（守秘すべき事項に係る資料を除く）。
- （3）（1）及び（2）に関わらず、検討会の運営に支障があると認められる場合など（例：個人の権利や利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる

場合等）、検討会が必要と判断したときには、会議及び会議資料を非公開とすることができる。

（４）検討会が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

５．その他

（１）検討会の運営は、消費・安全局植物防疫課において行う。

（２）この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会」委員名簿

（五十音順、敬称略）

芦澤 武人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究 部門作物病害虫防除研究領域病害虫防除支援技術グループ グループ長
大野 和朗	元宮崎大学農学部教授
兼松 聡子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究 部門研究推進部 部長
草間 直人	一般社団法人全国農業改良普及支援協会調査研究部 部長
佐藤 直樹	住友化学株式会社アグロ事業部サステナブルソリューション部サ ステナブルソリューション開発チームリーダー（クロップライフ ジャパン IPM-WG リーダー）
清水 健	千葉県農林水産部担い手支援課専門普及指導室 上席普及指導員
下田 周平	全国農業協同組合連合会耕種資材部農薬課農薬技術対策室 室長
曾根 信三郎	一般社団法人日本植物防疫協会 常務理事
津田 新哉	法政大学生命科学部応用植物科学科 教授
長坂 幸吉	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構植物防疫研究 部門作物病害虫防除研究領域 主任研究員
林 一沙	高知県農業技術センター生産環境課病理担当 研究員
藤森 颯太	奈良県病害虫防除所 主席研究員